



場 順一
所 役 者 田
行 町 任 深
発 垣 賈 長
岡 垣 町 長

福祉年金の請求を

福祉年金は、老令、障害、母子
準母子福祉年金の四種類からなっ
ています。

なったときに支給される年金です
(障害の状態にある人は、六十五
才より支給されます。)

二、障害福祉年金は、自分で日常
生活の用をたすことのできない程
度の重度の障害の状態にある二十
才以上の人に支給(国民年金法障
害等級表一級に該当するとき)

三、母子福祉年金は、夫と死別し
た二十才以上の妻が、義務教育終
了前の子または、二十才未満で国
民年金法障害等級表一級に該当す
る程度の障害の状態にある子を養
っている場合

尚、この福祉年金は、その費用の
全額を国の負担によって支給され
る年金であるため、限られた財源
の中から効果的に福祉年金を支給



とどいたら、まず、とじましょ

するということから恩給や厚生年
金などを受けているときや、本人
などにある程度の所得があるとき
は、福祉年金を遡慮してもらおうこ
とになっていきます。

2、年金額の改正(昭和四十七年
十月より)

1、支給制限

(1) 老令福祉年金
二万七千六〇〇→三万九千六〇〇

(イ) 受けている公的年金が普通
恩給、普通扶助料、退職年金等
一般の公的年金額が、六万以上
の場合、金額が支給停止され
ます。六万以内のときは、その
差額を支給(昭和四十七年十月
より)

(2) 障害福祉年金
四万〇八〇〇→六万〇〇〇〇

(ロ) 受けている公的年金が、職
争公務にもとづく公務扶助料、
増加恩給等の場合は、受けてい
る年金が、中尉以下の場合、全
額支給(昭和四十七年十月より)

(3) 母子、準母子福祉年金
三万四千〇〇〇→五万一千八〇〇

二、所得による制限

3、年金の請求には

(イ) 本人に左項以上の所得があ
るとき、金額を支給停止

(イ) 戸籍の抄本
(ロ) 住民票の謄本
(ハ) 所得状況届
(ニ) 恩給等受給者は、恩給の証
書の写
(ホ) 障害福祉年金および七十才
前から支給される老令福祉年金
については障害の状態について
の医師の診断書

扶養数 所得額

障害者には、六十五才より
老令福祉年金を支給

〇人 三十八万円
一人 五〇万円
二人 六四万円
三人 七万五千元
四人 九二万円
五人 一〇四万五千元

福祉年金は、明治四十四年四月
一日以前に生まれた人に対し七十
才より支給されることが原則とさ
れていますが、国民年金法の一部
が改正され、体の不自由な高齢者
が、国民年金法で定められている
二級程度の障害に該当していると
きは、六十五才から老令福祉年金
が支給されます。

(ロ) 配偶者、扶養義務者に、前
年の所得において、扶養親族等
の数に応じて、左項以上の所得
があるときは、金額を支給停止

(1) 支給対象者六十五才以上、七

扶養数 所得額

〇人 一四〇万三六二五円
一人 一五九万八六二五円

十才未満の人で、すでに、症状が固定している人で、国民年金法による二級程度以上の廃疾状態にあること。

(2) 支給開始年月日昭和四十六年十一月より

詳細については、年金係でおたずねください。

年金係

!!あなただって齢をとります
老後の保障は国民年金で!!
未加入の人は今すぐ届出を
① 必ず加入しなければならぬ人。

二十才から五十九才までの農林漁業、その他の自営業、無職の人
② 希望して加入できる人
五十九才までの、サラリーマンの奥さん、年金の受給者とその奥さん、

十二月一日は、衆議院議員 総選挙の投票日です。

○有権者のみなさん、現在、あなたをとりまく政治を深くみつめ住みよい社会を築くために、あなたの一票を政治に反映させましょう。

○あなたの一票が、我々住民の声を政治に発展させる大切な一票です。進んで投票をいたしましょう。

――一票に生かせ理想の党と人――
選挙管理委員会

税務相談所の利用

岡垣町税務相談所が四月より開設されております。

一、設置場所岡垣町商工会内(国道筋)
一、業務内容
1、税に関する指導相談
2、経理記帳の指導
3、記帳の代行
4、決算事務の代行

5、税務申告の代行
6、税務調査の立会
7、その他金融、経営の指導相談
右税に関する一切の指導相談に応じますのでだれでも気軽に利用下さい。

岡垣町税務相談所
電話②〇二九四

岡垣町財政事情

地方自治法第二四三条の三並び
岡垣町財政事情書の作成及び公表
に関する条例第二条の規定により
岡垣町財政状況を次のとおり公表
する。

I 一般会計の状況
昭和四十六年度の一般会計は当初五〇八、七五九千円の規模であったが、その後四回の補正により最終予算は七〇九、一一〇千円となる。

これに対し決算額は歳入七一一、四三八千円、歳出六七〇、五五三、千円歳入歳出差引残額四七、八八五千円単年度収支一八、二四三、千円

II 収入の状況
○昭和四十六年度の一般会計の収入状況は別表(1)の通りである。

- (1) 町民税 一三九、六七二、千円
- (2) 固定資産税 五八、七三四、千円
- (3) 軽自動車税 四八、五一九、千円
- (4) たばこ消費税 四、〇九五、千円
- (5) 電気ガス税 一九、四三〇、千円
- (6) 木材引取税 八、七三八、千円

(2) 地方譲与税 一五六、千円

(3) 自動車取得税交付金 九、〇二六、千円

(4) 地方交付税 二四三、二二三、千円

(5) 交通安全対策特別交付金 二八四、千円

(6) 分担金及び負担金 二、八一四、千円

(7) 使用料及び手数料で収入額の主なものは、次のとおり

- ① 町営住宅手数料 六、四一一、千円
- ② 保育料 二、七二六、千円
- ③ 戸籍等手数料 一、三〇九、千円
- ④ 徴税等督促料その他 一七二、千円

(8) 国の支出金で収入の主なものは次のとおり

- ① 社会教育施設(公民館)補助金 三六、九四一、千円
- ② 町道改修事業補助金 四、一三三、千円
- ③ 義務教育施設(山田小学校)整備補助金 九、五〇二、千円
- ④ "(岡垣中学校)"

(6) 公共土木施設災害復旧補助金 二、五一四、千円

(7) 児童保護措置費補助金 五、一四七、千円

(8) 義務教育費国庫負担金 二、八五三、千円

(9) 年金事務交付金 二、三〇五、千円

(10) 県支出金で収入の主なものは次のとおり

- ① 農業基盤整備事業補助金 五、〇五七、千円
- ② 飼料基盤整備補助金 五、七〇〇、千円
- ③ 選挙関係県費補助金 五、〇七七、千円
- ④ 災害復旧事業補助金 五、〇六七、千円
- ⑤ 農業委員会補助金 七、一四四、千円
- ⑥ 国土調査補助金 二、五七五、千円
- ⑦ 老人医療補助金 七、三二二、千円

(9) 財産収入

- ① 土地建物貸付収入 四八二、千円
- ② 町財政調整積立金預金利息 五、四三七、千円
- ③ 土地立木売却収入 五、九〇二、千円
- (10) 繰越金 二九、六四二、千円

- ① 諸収入 三一、五四七千円
 - ② 町債
 - ③ 中央公民館建設事業債 四九、五〇〇千円
 - ④ 内浦小学校プール用地購入債 一、七〇〇千円
 - ⑤ 道路用地購入債 一、五〇〇千円
 - ⑥ 東黒山線道路舗装工事債 一、〇〇〇千円
 - ⑦ 公営住宅建設用地取得事業費 一三、〇〇〇千円
 - ⑧ 山田小学校校舎増築事業債 七、一〇〇千円
 - ⑨ 岡垣中学校講堂改築事業債 六、七〇〇千円
 - ⑩ 炭鉱離職者緊急就労対策事業債 一、七〇〇千円
 - ⑪ 災害復旧事業債 二、一〇〇千円
 - ⑫ 海岸保全、漁港整備事業債 一、八〇〇千円
 - ⑬ 町道改良工事債 四、五〇〇千円
- Ⅲ 支出の状況
 ○支出の状況は別表(1)(2)の通り
 (1) これを性質別にみて主なものは
 人件費 一四八、一九二千円
 議員、各種委員、町長以下職員
 の報酬、給料等を含む
 (2) 物件費の主なものは次のとおり
- ① 旅費 六、〇五四千円
 - ② 需用費 一八、二二四千円
 - ③ 役務費 三、九二〇千円

別表(1) 昭和46年度一般会計収入支出状況表 (単位千円)

歳 入			歳 出			
区 分	収入額	構成比%	区 分	支出額	構成比	一般財源 充 当 額
地方税	139,672	19.4	人件費	148,192	22.0	140,794
地方譲与税	1,113	0.2	物件費	46,195	6.9	33,473
自動車取得税交付金	9,026	1.3	維持補修費	11,931	1.8	10,748
地方交付税	243,232	33.8	扶助費等	11,701	1.7	6,678
交通安全交付金	284		公債費	79,975	11.9	78,940
分担金負担金	2,814	0.4	積立金	27,377	4.1	25,084
使用料手数料	10,746	1.5	投資資金及び貸付金	8,431	1.3	2,994
国庫支出金	112,850	15.7	繰出金	1,747	0.3	1,747
国庫提供交付金	9,260	1.3	普通建設事業	14,500	2.2	14,500
県支出金	25,831	3.6	災害復旧事業	284,795	42.5	96,131
財産収入	11,821	1.7	失業対策事業	15,121	2.3	5,370
繰越金	29,642	4.1		20,589	3.1	6,748
諸収入	31,547	4.4				
地方債	90,600	12.6				
合 計	718,438	100.0	合 計	670,553	100.0	423,207

- ④ 備品購入費 八、七六七千円
- ⑤ 補助費
- ⑥ 負担金 五三、二三三千元
- ⑦ 補助交付金 一三、八七〇千円
- ⑧ その他 一一、八七二千元
- ⑨ 建設事業費の主なものは次のとおり
- ⑩ 中央公民館建設事業 一一六、三二九千円
- ⑪ 東黒山線道路舗装工事 六、〇三三千元
- ⑫ 山田小学校校舎増築事業 二一、〇六三千元
- ⑬ 岡垣中学校講堂改築事業 五二、〇一三千元

歳入 昭和47年度一般会計補正予算 (単位千円)

款	補正前の額	補正額	計
1、町税	149,885	10,000	159,885
2、地方譲与税		3,000	3,000
3、自動車取得税交付金	6,600	0	6,600
4、交通安全交付金	9,260	0	9,260
5、地方交付税	200,000	20,000	220,000
6、交通安全対策金	280	1,177	1,457
7、分担金及び負担金	6,956	4,560	11,516
8、使用料及び手数料	8,521	0	8,521
9、国庫支出金	135,615	23,247	158,862
10、県支出金	28,269	19,337	47,606
11、財産収入	1,368	0	1,368
12、寄附金	1,922	0	1,922
13、繰入金	23,000	8,300	31,300
14、繰越金	8,000	39,835	47,835
15、諸収入	30,163	1,350	40,513
16、町債	79,600	9,900	89,500
合 計	698,439	140,706	839,145

別表(2) 目的別歳出内訳 (単位千円)

区 分	支出額	構成比	一般財源 充 当 額
議会費	20,422	3.1	20,422
総務費	98,980	14.7	86,955
民生費	37,762	5.6	25,335
衛生費	37,723	5.6	37,306
労働費	20,592	3.0	6,751
農林水産業費	43,032	6.4	23,769
商工費	1,181	0.2	1,181
土木費	84,137	12.6	57,959
消防費	27,455	4.1	27,225
教育費	245,995	36.7	95,074
災害復旧費	15,121	2.3	5,370
公債費	27,377	4.1	25,084
諸支出金	10,776	1.6	10,776
合 計	670,553	100.0	423,207

- ⑭ 炭鉱離職者緊急就労対策事業 一九、八五九千円
- ⑮ 災害復旧事業 一五、一一九千円
- ⑯ 海岸保全、漁港整備事業 一〇、五六〇千円
- ⑰ 町道改良舗装工事 三三、六〇〇千円

(単位千円)

歳出

款	補正前の額	補正額	合計
1、議 会 費	20,498	453	20,951
2、総 務 費	123,489	12,029	135,518
3、民 生 費	88,202	17,271	105,473
4、衛 生 費	40,189	9,838	50,027
5、勞 働 費	54,997	6,698	61,695
6、農 林 水 産 業 費	37,912	26,609	64,521
7、商 工 費	4,074	250	4,324
8、土 木 費	103,507	17,720	121,227
9、消 防 費	30,855	1,684	32,539
10、教 育 費	139,641	39,735	179,376
11、災 害 復 旧 費	13,028	7,849	20,877
12、公 債 費	33,997	0	33,997
13、諸 支 出 金	50	570	620
14、予 備 費	8,000	0	8,000
合 計	698,439	140,706	839,145

社会福祉協議会へ 香典返しとして寄附

- 一、原区故古部正幸殿 21才
昭和47年10月7日死亡
- 一、吉木区故原ミト殿 79才
昭和47年10月4日死亡
- 一、吉木区故麻生正雄殿 88才
昭和47年10月11日死亡
- 一、海老津区故木原幸平殿 76才
昭和47年10月14日死亡
- 一、吉木区故山中丈夫殿 26才
昭和47年10月21日死亡
- 一、糠塚区故二村ナカ殿 79才
昭和47年11月4日死亡
- 一、吉木区故麻生正雄殿 88才
昭和47年10月11日死亡
- 一、海老津区故木原幸平殿 76才
昭和47年10月14日死亡

老人クラブへ 香典返しとして寄附

- 一、吉木区故麻生正雄殿 88才
昭和47年10月11日死亡
- 一、海老津区故木原幸平殿 76才
昭和47年10月14日死亡

成人祭に参加しよう

来年一月十五日、九時半受付十時から岡垣中央公民館で成人祭を行います。

対象者は昭和二十七年四月二日から昭和二十六年四月一日までに生まれた人です。成人式は一時間ぐ

- 一、糠塚区故二村ナカ殿 97才
昭和47年11月4日死亡
- 二村智郎殿より

庭球同好会員に

十一月四日、中央公民館で庭球同好会打ち合わせ会をし左記の事を決める。

- 指導者 池田辰司、矢野信男、坂本清次、佐藤正人、吉田(水巻)氏
- 指導日 (硬式) 毎週日曜日10時~12時30分
- 会費 昭和四十八年度から、一般二百円、中学生、高校生百円。四十七年度の会費は、十二月分まで前納のこと
- ※ 使用心得
 - 一、コートおよび付属施設の使用前、使用後は必ず管理人か公民館職員に申し出ること。
 - 一、会員出席簿に時間名前住所を記入すること。
 - 一、服装を正しくすること(シャツ、ズボン、シューズとも白色とする。)
 - 一、(素足、交わら帽子、ハチマキは厳禁) 一、汗ばむ程度に準備運動すること。
 - 一、すぶりをすること。
 - 一、礼儀正しくすること。「お願いします。」「ありがとうございます。」「お願ひします。」「ありがとうございました。」
 - 一、込み合った時はお互い譲りあひ、練習は15~20分ほどで交代すること。
 - 一、酒気を帯びたり、くわえ煙草のままコートに入らないこと。
 - 一、ネットやボールにタオル衣類など掛けないこと。
 - 一、ローラーで使用前使用後に手入れをすること。
- ※ 庭球は取っ付きやすいスポーツですが、やってみるとなかなか



年令別マラソン

知育の偏重はいろんな面で問題をなげかけ徳育、体育の重要性が叫ばれた。健康の大切なことはいうまでもないが、健康は人間として最初の基本的な問題であり人生の勝負も健康である。

その体力つくりのために、年令別マラソンを左記の要項にて実施しますので多数の参加を要望します。

- 一、日時、十二月十七日、午前十二時頃(公民館対抗駅伝大会終了直後にスタート。)
- 二、場所、岡垣町中央公民館
- 三、参加資格、岡垣町住民で、男女年令問いません(急に走ると危険だから練習をした人)
- 四、コース、出発点、決勝点はいづれも吉木山口モーターズ横。
- 五十才以上及び女子、元松原入口交叉点折返し、二軒
- 四十才代、元松原、西黒山塚の頂上折返し、三軒
- 三十才代、西黒山公民館前折返し、四軒。
- 二十才代、二十才代、西黒山東の坂の入口折返し、五、二軒

難しいものです。そこで練習がおろそかになりがちです。岡垣町庭球同好会員である以上、体力づくり、技術の向上などに努めてください。

公民館

せんで、男も女も大勢参加く
さい。

公民館

体力づくり

スポーツマンシップ



小、中学校では全員百米競走を
させるから、みんな経験があるだ
ろが、百米競走のスタートライ
ンに並ぶと、顔は緊張し、胸は早
鐘のようにうつ。

これは顔の皮膚の血管は縮小し、
そのかはり、これらの戦斗に備え
て、手足を動かす筋肉や、内臓を
フル回転させるため、脳や心臓の
の血管は広がり、心臓の拍動がま
ずためである。

呼吸や早く大きくなり、気管支
も太く広がって空気が沢山肺に出
入りし、酸素が多くとり入れられ
ような態勢ができあがる。

瞳孔も大きく開き、向うがよく見
えられるようになるが、その代
り、胃腸や胆嚢や膀胱など、息を
要しない臓器の働きはストップさ
せられる。

こんな戦斗態勢をととのえるのは
自律神経系の交感神経である。

人間がファイト(斗魂)を燃し
て戦うためには負けてたまるか、
やつつけてやるうという、相手を

憎み、激しい怒りの心もち、前
記交感神経を刺激しなければなら
ない。

怒ると血液が頭にのぼりカッカク
るし、血液は斗争的な筋肉に集中
して固くなり、副腎ホルモン(ア
ドレナリン)や、肝臓のグリコー
ゲンの分泌が盛んになり、斗う生
理状態になる。

このように一方では、肉体的に
も精神的にも最大の斗争心を燃し
一方では相手を愛し、尊敬すると
いう矛盾をおかしながら競争をす
る。

だからスポーツには最高の精神力
が必要である。

スポーツは技を競うことによつ
て楽しむものだが、技がすぐれて
いる、強いだけでは駄目である。
というのは技を競うには相手がい
る。競技者が同じ条件で競争する
にはどんなスポーツにもルール(規
則)がつくってある。そのルー
ルを守らなければスポーツは成り
立たない。

その為には相手の立場も考え相手
を尊重する。自分も最善を尽し尊
重される。お互い尊敬しながら技
術を高めていく。

でないとは斗争のための技術だけ磨
いていたら与太者的スポーツマン
になる。暴力を使ったりする与太
者的スポーツマンはスポーツマン
でない。

スポーツマンだったら、それぞ
れのマナー(礼儀)を守ることが
一番大切である。

昭和三十九年、スポーツ体育の國
際会議で、スポーツについて宣言
がされている。

「スポーツは遊戯的な性格をもつ
と共に、自己斗争という型をとる
か、他人との競争という型をとる
身体活動で、他人と競争の型をと
るときは、スポーツマンシップの
精神をもってやらねばならない。
又フェアプレーの理念がなければ
スポーツとはいえない」と。

○スポーツマンシップ—スポ
ーツマンにふさわしい精神

○フェアプレー—正々堂々、
公明正大な行動、態度

ルールや、マナーを守ってこそ立
派な競技者といえる。またスポ
ーツマンシップは、ただ単にスポ
ーツ界に必要なものではなく、一般
社会生活にも望ましい生活態度で
ある。

公民館

岡垣風土記

遠賀川西八十八ヶ所

吉木村田常樹氏が持ってお
られる「福岡県筑前國遠賀
川西四国八十八ヶ所、西國
三十三ヶ所靈場記」をみせ
てもらおう。

- 第一番は菅原町浜口の釈迦如来
- から始まり、遠賀、若松、堂塔寺
- 島津、鬼津、松ノ木、広渡、旧停
- 車場、老良、砂山、三軒屋、垢生
- 大隈、底井野、常定、中村、浅木
- 虫生津、尾倉、高家、花園、木守
- 今古賀、遠賀川、別府、千代丸を
- 通り、岡垣に入り糠塚から上ノ越
- 尾崎、蟹崎、小島掛、粟屋、大城
- 幸町浜崎、西浜町、中ノ浜、高浜
- 町を通り、菅原船頭町栗師如来が
- 第八十八番で終っている。
- 岡垣の関係では
- 四十四番 耳牟田 栗師如来
- 四十二 秋藤 大日如来
- 四十三 木村 十一面千手観世普
- 四二ノ二 男石 奥之院弘法大師
- 四十四 男石 十一面観世普菩薩
- 四十五 白谷 栗師如来
- 全 奥之院 不動明王
- 四十四 畑 十一面観世普菩薩
- 四十二 河内 大日如来
- 全 奥之院 不動明王
- 四十三 河内 千手観世普菩薩
- 三十九 榑原 栗師如来奥之院
- 四十五 山田 不動明王宝樹院
- 全 奥之院 弥勒菩薩
- 四十六 上山田 栗師如来 菅原
- 全 奥之院 大日如来
- 番外 東山田 奥之院 地藏菩薩
- 四七 海老津 阿弥陀如来
- 四八 東海老津 十一面観世普菩薩
- 全 奥之院 弘法大師
- 四八 小局 十一面観世普菩薩
- 四九 笠松 釈迦如来
- 全 奥之院 地藏菩薩
- 四九 上畑 釈迦如来
- 五十一 高倉 栗師如来弘法大師
- 全 奥之院 不動明王
- 五十一 高倉 十一面観世普
- 全 阿弥陀如来
- 五二 高倉 十一面観世普
- 全 阿弥陀如来
- 五三 野間 不動明王
- 全 奥之院 一畑栗師如来
- 五七 早崎 阿弥陀如来
- 全 奥之院 地藏菩薩
- 五五 吉木 大通智勝如来
- 全 地藏菩薩
- 五七 阿弥陀如来
- 五八 阿弥陀如来
- 五九 三吉 栗師如来
- 六十 手野 大日如来
- 全 奥之院 不動明王

